

厚木市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1章 事業概要及び諸条件に関する事項

1 趣旨

この要領は、厚木市ふるさと納税推進業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、プロポーザル方式により最適な者を受注候補者として選定するために必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

(1) 委託業務名

厚木市ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務内容

別紙「厚木市ふるさと納税推進業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※ ただし、本業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市及び受注者の双方合意の上、令和12年3月31日まで本業務委託契約を更新することができるものとします。

なお、令和8年7月31日(予定)までは、システム構築、返礼品提供事業者との調整等の準備期間とし、委託料の支払は発生しないものとします。

(4) 委託料の提案限度額

寄附金額の6.5%(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の料率を上限とします。

※ 返礼品代金及びその発送に係る経費、広告費、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、受領証明書発行代行委託料、ワンストップ特例申請受付手数料は含みません(返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受注者に支払うこととします。)。

3 受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとします。

4 日程

項目	期日
本実施要領及び必要書類の公開	令和8年1月15日(木)
参加表明及び第一次審査資料に係る質疑書提出期限	令和8年1月23日(金)午後5時
参加表明及び第一次審査資料に係る質疑書回答期限	令和8年1月27日(火)午後5時
参加表明書及び第一次審査資料の提出期限	令和8年2月3日(火)午後5時
参加資格確認通知書及び技術提案等提出要請書の送付	令和8年2月10日(火)
技術提案書に係る質疑書提出期限	令和8年2月17日(火)午後5時

技術提案書に係る質疑書回答期限	令和8年2月20日(金)午後5時
技術提案書の提出期限	令和8年3月4日(水)午後5時
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年3月12日(木)(予定)
選考結果の通知	令和8年3月下旬(予定)
契約締結	令和8年4月(予定)

※ 日程は予定のため、変更する場合があります。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に該当する者とします。

なお、本プロポーザルの参加者は、受注候補者決定までの間に、各号に定める参加資格要件を満たさなくなつた場合は、その参加資格を失うものとします。

- (1) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。なお、参加表明時に登録がない者は、所定の様式を提出することで参加資格とすることができるが、契約締結日までに登録を済ませること。
- (2) 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (7) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (9) 厚木市ふるさと納税推進業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織でないこと。また、これらの組織に属していないこと。
- (10) 令和2年度以降に、本業務と同種又は類似の業務であって、年間10億円以上の寄附実績がある地方自治体との間で契約を締結し、これを誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

6 特定委員会

次に掲げる6人の委員で構成する厚木市ふるさと納税推進業務委託に係る技術提案書特定委員会(以下「特定委員会」という。)を設置し、技術提案等について審査します。

役職	所属等
委員長	財務部長
委員	行政経営課長
委員	広報シティプロモーション課長
委員	財政課長
委員	産業振興課長
委員	商業観光課長

7 選定方針（審査）

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

(1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）のうち、参加資格を有する者（以下「応募者」という。）の提出書類を事務局において評価基準に基づき点数化して審査を行い、技術提案書の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。この場合において、応募者が5者を超えるときは、得点の最も高い者から順に5者を提案者として選定し、全ての参加表明者に対して、文書により結果を送付します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査は、技術提案書について、次の評価基準に基づき評価を行い、最も得点の高い者を本業務の受注候補者、受注候補者に次いで得点の高い者を次点候補者として、それぞれ1者特定します。

なお、評価基準の評価点が合計の6割未満の候補者は、受注候補者として選定しないものとします。

(3) 評価基準

別紙「厚木市ふるさと納税推進業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり

(4) 採点基準

第二次審査において、特定委員会の委員は、次の「採点基準表」に示す評価内容により評価し、特定委員会は、採点基準に従い得点を算定します(定量評価によるものを除く。)。

「採点基準表」

評価	評価内容	採点基準
A	極めて優秀である	配点×1.0
B	優秀である	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2
F	記載がない	配点×0.0

ア 第二次審査において、評価点の総合計が同点である場合は、評価基準の「④提案内容」の合計評価点数が上位の者を受注候補者とし、次点の者を次点候補者とします。

イ アの場合において、「④提案内容」の評価点数が同点の場合は、「②サポート体制」の合計評価点数が上位の者を受注候補者とし、次点の者を次点候補者と特定します。

ウ イの場合において、「②サポート体制」の評価点数が同点の場合は、「③業務遂行能力」の合計評価点数が上位の者を受注候補者とし、次点の者を次点候補者と特定します。

エ ウの場合においても評価点数が同点の場合は、くじ引きにより受注候補者及び次点候補者を特定します。

オ 受注候補者が失格又は無効となった場合には、次点候補者を受注候補者とします。

8 事務局

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号（本庁舎3階）

厚木市 財務部 財政課 財政係 担当者 磯崎・菅原

電話番号 (046)225-2170（直通）

FAX番号 (046)223-4058

メールアドレス : 1400@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本プロポーザルに関する質疑、技術提案書の受付は、全て事務局において行います。

※ 本実施要領、本プロポーザルに関する書式、質疑に対する回答などは、全て市ホームページの次の参照先へ公開します。

市ホームページ参照先 :

ホーム>しごと・産業>入札・契約>一般委託>プロポーザル方式

第2章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 必要書類等の公開

本実施要領及び提案に必要な書類は、令和8年1月15日(木)から市ホームページで公開しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

2 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出してください。

なお、共同参加者と連携して本業務を実施する場合は、連名で書類を作成してください。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 事業者概要書（第2号様式）

ウ 実績一覧表（第3号様式）

エ 実施体制調書（第4号様式）

オ 参加資格に関する誓約書（第5号様式）

※ 「5 参加資格(1)」に規定する資格者名簿に登録済みの場合は、上記提出書類のうち「オ 参加資格に関する誓約書（第5号様式）」は不要とします。

(2) 提出期限

令和8年2月3日(火)午後5時

(3) 提出方法

事務局宛て電子メール

（件名「厚木市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル参加表明提出」）

※ 送信後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

(4) 質疑応答

本プロポーザルの参加に関して質疑がある場合は、質疑書（第6号様式）を次のとおり提出してください。電話、ファクシミリ又は口頭による質問は受け付けません。

なお、技術提案に係る質問については、別に受付期間を設けます。

ア 提出期限

令和8年1月23日(金)午後5時まで

イ 提出方法

事務局宛て電子メール

(件名「厚木市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル参加に関する質疑書」)

※ 送信後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

ウ 回答方法

令和8年1月27日(火)午後5時までに、市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載します。

なお、質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合があります。

また、回答に対する再質問は受け付けません。

(5) 提案資格確認結果の通知

「第1章 7選定方針（審査）(1) 第一次審査（書類審査）」のとおり、参加表明者の中から事務局が提案者を選定し、令和8年2月10日(火)午後5時までに電子メールにて、全ての参加表明者に対し参加資格確認結果通知書により通知するとともに、提案者として選定された者に対しては、技術提案等提出要請書を送付します。

なお、提案者として選定されなかった者で説明が必要な場合は、参加資格確認結果通知書に記載する方法により、書面で請求することができます。

3 技術提案書の提出

技術提案等提出要請を受けた者は、技術提案書を次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

令和8年2月10日(火)から3月4日(水)まで

(受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。))

(2) 提出方法

事務局への持参又は郵送等

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けません。

(3) 提出書類

ア 技術提案書（第7号様式及び任意様式）

イ 見積書（第8号様式）

見積書の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

(ア) 業務に係る見積金額を、消費税及び地方消費税を含まない額で記載すること。

(イ) 基本業務委託料については、受入寄附金額当たりの委託料の割合を算出の上、寄附金額（見込み）を乗じた総額を見積もること。

(ウ) 寄附金受領証明書等の発送業務委託料については、1件当たりの寄附金受領証明書等の発送費を算出の上、寄附件数（見込み）を乗じた総額を見積もること。

(エ) 寄附金額（見込み）及び寄附件数（見込み）については、提案者が本業務を行った

場合に見込まれる、各年度の寄附受入額及び件数を記載すること。

ウ 収支予算書（第9号様式）

(4) 提出部数 正本1部、副本（写し）9部

副本9部は、審査に用いるため、提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、社名等の記載や押印を一切行わないでください。判別できる場合には失格にすることもありますので、十分確認した上で提出してください。

なお、見積書及び収支予算書は、正本1部を提出してください。

(5) 作成上の留意点

ア 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現にすること。

イ 提案内容について、簡潔かつ明瞭に記述し、必要に応じて図表等を利用すること。

ウ 技術提案書は、別紙1「厚木市ふるさと納税推進業務委託技術提案書作成要領」、評価基準及び仕様書を踏まえて作成すること。

なお、項目に沿って順に記載するとともに、原則として、A4版、横向き・横書き、両面印刷及び文字の大きさを12ポイント以上とし、表紙を含め40ページ以内とすること。文章を補完するために必要な概念図や表を使用する場合、文字の大きさは適宜調整すること。

エ 表紙には、タイトル（「厚木市ふるさと納税推進業務委託技術提案書」）、提出年月日及び提案者の商号又は名称（正本のみ）を記載すること。

(6) 技術提案に関する質疑

技術提案について質疑がある場合は、質疑書（第6号様式）を次のとおり提出してください。なお、電話、ファクシミリ又は口頭による質問は受け付けません。

ア 提出期限

令和8年2月17日(火)午後5時まで

イ 提出方法

事務局宛て電子メール

（件名「厚木市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル参加に関する質疑書」）

※ 送信後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

ウ 質疑回答期限

令和8年2月20日(金)午後5時までに市ホームページで順次公表します。個別には回答しません。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

また、提出後の差し替え・追加は認めません。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがあります。

なお、提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

4 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 開催日

令和8年3月12日(木)（予定）

時間等の詳細は別途通知します。順番は、本市が無作為に決定するものとします。

(2) 開催場所

厚木市役所内

- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間
ア 準備・片付け 5分以内
イ プレゼンテーション（提案内容の説明） 25分以内
ウ ヒアリング（質疑応答） 20分程度
※ 提案者の数により所要時間を変更することがあります。
- (4) プレゼンテーションの会場への入室は4名以内とします。なお、主たる説明及び質疑への応答は、本業務の主担当者が行ってください。
- (5) 使用備品等
プレゼンテーションにおいて、本市が用意する機器は、次のとおりとし、PC等必要となる機器は、提案者が持参してください。
ア プロジェクター 1機（RGBケーブルとHDMIケーブルを含みます。）
イ スクリーン 1機
ウ OAタップ 5m 1本
- (6) 使用する資料について
プレゼンテーションで使用する資料は、提出された技術提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めません。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が技術提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り、使用を認めます。
なお、プレゼンテーションは、非公開とします。

5 最終審査結果の通知及び公表

- (1) 最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に特定された者に対し、その旨を電子メールで通知します。
- (2) 最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に特定されなかつた提案者に対しては、特定しなかつた旨及び理由を電子メールで通知します。
- (3) 最終審査結果については、次の内容を市ホームページ上で公表します。
ア 受注候補者名
イ 評価結果
ウ 特定理由
※ 受注候補者以外は、提案者が特定できない方法で公表します。また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者について公表します。
- (4) 審査結果に対する理由の説明
最終審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は、技術提案等評価結果通知書(最終審査)に記載する方法により、書面で請求することができるものとします。

第3章 契約に関する事項

1 契約手続について

本市は、受注候補者となつた者を契約交渉相手として、契約交渉を行います。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となつた場合には、次点候補者を契約交渉相手方とします。

契約交渉相手の技術提案等を適切に反映した業務仕様書を作成するために、内容協議を行い、業務仕様書を決定します。

契約形態は随意契約とし、確定した業務仕様書に基づく見積書の提出を求めます。なお、契約額は原則として、提案された見積額の範囲内とします。

2 契約保証金について

本市と契約を締結する場合は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金の納付(契約保証金に代わる担保を含む。)が必要となります。ただし、次のいずれかに該当することが確認できる場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと本市において認められたとき。

3 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本市担当者と協議の上、業務委託実施計画書（スケジュール等）を作成し、本市担当者の確認を受けること。
- (2) 本市担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合はその都度協議すること。

第4章 他の事項

1 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を厚木市に請求することはできません。
- (2) 辞退の表明
参加表明書の提出後又は技術提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、事務局宛てに提出してください。
なお、辞退により、不利益な扱いを受けることはありません。
- (3) 失格条項
以下の条件に該当する場合は、特定委員会に報告の上、失格とします。
なお、失格となった場合は、別途通知します。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合及び見積金額に訂正のある場合
 - オ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印）
 - カ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）に抵触する行為があつた場合
 - キ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があつた場合

ク 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）において、正当な理由なく欠席した場合

ケ 「第1章 2事業の概要 (4)委託料の提案限度額」を超過した見積書を提出した場合

(4) 著作権等の権利

技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市が受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(5) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

(6) 情報公開及び提供

厚木市は、提案者から提出された技術提案書等について、厚木市情報公開条例（平成13年12月25日条例第15号）の規定による請求に基づき第三者に開示することがあります。ただし、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

(7) 令和8年度以降、ふるさと納税に係る制度の変更や、予算の減額等による契約の変更等が生じる可能性があります。

(8) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

(9) 本プロポーザルは、厚木市プロポーザル方式等実施要綱（令和7年4月1日施行）に基づき実施します。なお、本実施要領に定めがないことについては、同要綱の趣旨に基づき実施するものとします。

(10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

【参考】厚木市ふるさと納税の実績（過去3年間）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附受入額	14.4億円	10.7億円	12.2億円
寄附件数	15,327件	14,765件	12,174件